

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第22号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「(同項に規定する課を置かない室を含む。)」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 予算担当課の課長等 企画総務部総務課長(以下「総務課長」という。)、企画総務部職員課長(以下「職員課長」という。)、企画総務部財務課長(以下「財務課長」という。)、企画総務部研修所長、企画総務部営業調査課長(以下「営業調査課長」という。)、企画総務部営業推進課長(以下「営業推進課長」という。)、自動車部営業課長、自動車部技術課長及び高速鉄道部営業課長をいう。

第5条第1項中「企画総務部財務課長(以下「財務課長」という。)」を「財務課長」に改める。

第7条第1項中「財務課長」を「営業推進課長」に、「企画総務部財務課管財係長」を「企画総務部営業推進課管財係長」に改める。

第11条第2項中「財務課長」を「営業推進課長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 予算担当課の課長等は、予算差引簿を備え、予算を整理しなければならない。

第52条第4項中「財務課長」を「営業推進課長」に改める。

第62条第1項、第63条、第64条、第66条及び第67条中「財務課長」を「総務課長」に改める。

第69条第1項、第70条、第71条及び第77条第1項中「財務課長」を「営業推進課長」に改める。

第81条中「企画総務部長」を「増収増客担当部長」に改める。

第87条第4項中「財務課長」を「総務課長」に改める。

第94条第1号ア及びイ並びに同条第2号ア及びイ、第95条第1項、第96条並びに

第98条中「財務課長」を「営業推進課長」に改める。

第133条中「企画総務部長」を「財務担当部長」に改める。

第136条及び第139条中「営業推進室長」を「営業調査課長」に改める。

別表第1及び別表第2中「営業推進室営業推進課長」を「企画総務部営業調査課長」に、「営業推進室企画推進係長」を「企画総務部営業調査課運賃収入係長」に、「営業推進室営業調査課長」を「企画総務部営業推進課長」に、「営業推進室運賃収入係長」を「企画総務部営業推進課企画推進係長」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)